令和7年
(2025年)
2／15号
No. 1367
毎月1日・15日発行

広報 ひがしくるめ

みんないきいき　活力あふれる　湧水のまち

今号の主な内容

・市民税・都民税の申告と所得税の確定申告は郵送やインターネットで… 2面
・「東久留米市ＧＸ推進方針」を策定しました…… 2面
・ペットの飼い主の皆さんへ飼育マナーとルールの確認を… 4面
・歩くるめマップを使って歩こう！キャンペーン… 7面

発行／東久留米市　編集／企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1　☎042・470・7777(代)
■東久留米市ホームページ
https://www.city.higashikurume.lg.jp/
東久留米市　検索

いっしょに学ぼう！交通ルール

「新入学児童交通安全の集い」を開催します

7年4月に小学校入学予定の児童を対象に、交通ルールなどを学ぶ「新入学児童交通安全の集い」を開催します。ぜひご参加ください。

問東久留米自動車教習所☎042・471・2915、または市管理課管理調整担当☎042・470・7764

日時　4月1日㈫午後1時半～4時（1時から受け付け）

場所　東久留米自動車教習所

※雨天時は、生涯学習センターで実施します。雨天時の会場確認については、当日午前10時以降に同教習所（☎042・471・2915）へお問い合わせください。

内▼警察官による交通安全教室▼信号の見方や交差点の渡り方などの実践▼飛び出し事故・巻き込み事故の再現▼人形劇など
※実施内容は変更する場合があります。

対市内在住で7年4月に小学校入学予定の児童と保護者

他▼東久留米自動車教習所、田無警察署および関係団体による共催▼晴天時は、警視庁騎馬隊の参加を予定しています。

申3月14日㈮までに市HP、または申し込みフォームから申し込みを
※電話での申し込みはできません。

申し込みフォーム

令和6年における市内の交通事故について

令和6年の市内における交通事故件数は155件（内死者数3人）でした。

中学生以下のこどもが関与する事故は12件、65歳以上の高齢者が関与する事故は59件ありました。また、自転車が関与する事故は69件で、皆さんの身近な移動手段である自転車が当事者となる事故が、事故全体の4割以上を占めています。

市では、春・秋の全国交通安全運動や冬のTOKYO交通安全キャンペーンを通して、交通ルールの遵守や交通マナーの実践を習慣付ける啓発活動を実施しているほか、警視庁が発行する交通安全情報を市HPに掲載して交通安全意識の啓発に努めています。交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど交通事故防止にご協力ください。

問管理課管理調整担当☎042・470・7764

表　市内交通事故件数

項目	令和6年	令和5年
事故件数	155件	153件
死者数	3人	2人
こども関与事故件数	12件	15件
こども関与率	7.7%	9.8%
高齢者関与事故件数	59件	56件
高齢者関与率	38.1%	36.6%
自転車関与事故件数	69件	60件
自転車関与率	44.5%	39.2%

6年度

市立小・中学校連合作品展・連合書写展

市立小・中学校の児童・生徒の造形・絵画・書写の力作が一堂に会した作品展・書写展を開催します。

会場では、「小学生科学展」の各校代表作品および図書館を使った「調べる学習コンクール」の入賞者作品（レプリカ）も展示します。当日はどなたでも鑑賞可能のため、ぜひ会場にお越しください。

問市指導室指導係☎042・470・7781

日時　2月28日㈮午後5時～7時
3月1日㈯午前9時～午後4時
2日㈰午前9時～午後4時

場所　連合作品展＝市民プラザホール
連合書写展＝市民プラザ会議室
（いずれも市役所1階）

過去の作品展

市民税・都民税の申告と所得税の確定申告は郵送やインターネットで

問▼市民税・都民税と作成相談＝課税課市民税係☎042・470・7777（内線2333～2337）
▼所得税の確定申告書＝東村山税務署☎042・394・6811

郵送やインターネットを利用した申告書の提出にご協力ください（下表参照）。

表　郵送などでの提出方法

税目	市民税・都民税の申告	所得税の確定申告
提出期限	3月17日㈪	
提出方法	郵送（※）	郵送（※）またはｅ－Ｔａｘ 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から自宅などで確定申告書の作成が可能です。
送付先	〒203－8555 東久留米市本町3－3－1 市役所課税課市民税係	〒189－8555 東村山市本町1－20－22 東村山税務署
備考	前年度に提出している方には申告書を郵送でお送りしています。 また、市HPからも印刷できます。	詳細は東村山税務署へお問い合わせください。 また、国税庁HPで確定申告関連書類を掲載していますのでご利用ください。

※申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送してください。
また、申告書控えの返送を希望の方は、返送先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市HP

国税庁HP（確定申告書等作成コーナー）

国税庁HP（確定申告書様式等）

■市役所での確定申告書作成相談の実施

給与または年金収入のみの方の簡易な確定申告の「作成相談」を実施します。

日 2月17日㈪～3月17日㈪午前9時～午後3時半（土曜・日曜日、祝日を除く。3月17日㈪は正午まで）

場 市役所2階204会議室（課税課特設会場）

※ 2月21日㈮、3月7日㈮を除き、予約フォームで事前予約が必要です（電話での予約不可）。当日券の配布もありますが、相談枠に限りがあります。

予約フォーム

市民活動

2月28日㈮納期限

納期内納付にご協力ください 問納税課☎042・470・7729

固定資産税・都市計画税	第4期
国民健康保険税	第8期
後期高齢者医療保険料	第8期
介護保険料	第8期

こどもと教育

児童手当制度改正に伴う手続きはお済みですか

児童手当は6年10月（6年12月支給分）から制度改正が行われました。次に該当する方は申請が必要です。手続きがまだの方は、早めに必要書類を提出してください。申請方法など詳細は市HPをご覧ください。

申請が必要な方 主に高校生年代（★）以下の子を養育していて、次に該当する方

▼所得上限超過を理由に児童手当の資格がない方▼末子が高校生年代（★）であることを理由に児童手当の資格がない方▼現在、児童手当の資格があり、平成14年4月2日～18年4月1日に生まれたお子さんを養育しており、かつ、22歳年度末までの子を3人以上養育している方

★高校生年代＝平成18年4月2日～21年4月1日生まれのお子さん（高校に在学していない場合も含む）

※該当の方以外で市から児童手当・特例給付を受給中の方については、自動的に新制度へ移行するため申請は不要です。

※公務員の方は所属庁にお問い合わせください。

申請期限 3月31日㈪

※経過措置として、期限内に申請することで6年10月分から遡って認定することが可能です。4月1日以降の申請は、申請月の翌月からの認定になりますのでご注意ください。

問児童青少年課助成支援係☎042・470・7736

市HP

認可外保育施設のご案内

利用を希望する方は直接各施設へお問い合わせの上、お申し込みください。

施設概要 ▼**認証保育所**＝大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟に応えるために、都が独自の基準を設けて認証した保育所▼**企業主導型保育施設**＝働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する、内閣府の定める基準を満たした施設

問子育て支援課施設給付係☎042・470・7745

表　認可外保育施設一覧

施設名		所在地	電話番号	対象年齢	定員
東京都認証保育所Ａ型	東久留米プチ・クレイシュ	東本町15－2 ブランシール第3東久留米1階	042・475・0770	0～5歳	30人
	ぽけっとランド南沢	南沢5－17－62 イオンモール内	042・451・7138		40人
企業主導型保育施設	ＢｕｎＢｕｎ保育園	本町3－9－1 日神パレステージ102－2	042・472・4113	0～2歳	12人
	ＢｕｎＢｕｎ保育園Ⅱ	幸町3－2－3	042・479・4115	0～5歳	30人

かけこみハウス

市では、各中学校地区かけこみハウス実施委員会（構成員はPTA、学校、自治会、商店会、地区青少年健全育成協議会など）と協力して、こどもが身の危険を感じたときに一時的に避難できる協力家庭などを、「かけこみハウス」として登録しています。

現在、市内全域に約1500件の登録があり、目印として玄関などに黄色いステッカーを表示しています。

ステッカー

◎「かけこみハウス」にご協力を

地域の皆さんのご理解・ご協力により、こどもたちを犯罪の危険から守ることができます。協力家庭の募集は随時行っているため、こどもたちを地域で守る「かけこみハウス」へのご協力をよろしくお願いします。

問児童青少年課児童青少年係☎042・470・7735

ファミリー・サポート・センター会員募集

ファミリー・サポート・センターは、お子さんを預けたい人、協力したい人からなる有償の相互援助活動です。利用したい人、協力したい人ともに、まずは事業説明会にご参加ください。

日 3月11日㈫午前10時～11時

場 東部地域センター会議室

定 各先着10人（事前予約制）

持 事前送付資料、入会希望者（保護者）の顔写真、本人確認書類（運転免許証など）

他 登録後、次のことが必要です▼会員同士の顔合わせ▼サポート会員の場合、講習会（6月実施予定）の受講

申 3月4日㈫までに、同センターへ電話で申し込みを

問同センター☎042・475・3294

同センターHP

「東久留米市GX推進方針～踏み出そう！未来のために、地球のために～」を策定しました

問企画調整課☎042・470・7702

市では、国が策定した「GX推進戦略」を受け、「2050年ゼロカーボン社会の実現」とともに、市民が「あんしんして暮らせるまち」を目指すため、「東久留米市GX推進方針～踏み出そう！未来のために、地球のために～」を7年1月に策定しました。

本方針は、再生可能エネルギーの一層の導入を軸足に置き、カーボンニュートラル、災害レジリエンス、地域経済の好循環の三位一体の取り組みを進める羅針盤となります。

閲覧場所 市HP、市政情報コーナー（市役所1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館でもご覧いただけます。

市HP

GX推進戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）とは

GX（グリーントランスフォーメーション）推進法に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、我が国の産業競争力強化・経済成長の実現に向けた取り組み等をまとめた戦略です。

高齢者・福祉

6年度東久留米市手話通訳者登録試験の中止

市では例年、市独自の手話通訳者登録試験を実施していますが、手話通訳者等派遣事業の需要が高まり、手話通訳者に一定以上の知識・技術が求められている現状を受けて、7年度からは手話通訳者全国統一試験への移行を予定しています。

その準備期間として、6年度の市独自の手話通訳者登録試験は中止とさせていただきます。試験の準備をされていた方には大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7年度の手話通訳者全国統一試験への受験対策については、別途検討中です。7年度に受験を希望される方は、2月28日㈮までに、タイトルに「手話通訳試験希望」と明記して、障害福祉課✉(shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp)へご連絡ください。

問障害福祉課地域支援係☎042・470・7747

児童発達支援センターわかくさ学園4月入園児募集(二次募集)

申込期間2月17日㈪～21日㈮

対象児心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

募集人数若干名。選考審査により入園の可否を決定

申所定の入園申請書(わかくさ学園で配布)に必要事項を記載の上、申込期間中に直接同学園へ

問同学園☎042・467・3275

合同ひきこもり家族会

同じ悩みを抱える方同士で悩みを分かち合い、つながり、支え合う集まりです。お住まいの地域は問いません。

日3月9日㈫午後2時～4時(1時45分から受け付け、入退室自由)

場市役所7階701会議室

内「きよせひきこもり家族サロン」と「ひがしくるめひきこもり家族会」の合同開催。近隣市の家族会の活動内容もご紹介します

対ひきこもりでお悩みのご家族または本人

定先着40人

他共催＝清瀬市社会福祉協議会、東久留米市社会福祉協議会

申3月5日㈬までに申し込みフォームまたは直接東久留米市地域福祉コーディネーター担当(市社会福祉協議会ボランティアセンター)へ

問同担当☎042・475・0739

申し込みフォーム

認知症介護者家族会

認知症のある方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていませんか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。3月は中部地域包括支援センター主催です(4月は東部地域包括支援センターで開催します)。事前にお申し込みの上ぜひご参加ください。

対象地域学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町

日3月10日㈪午後1時15分～2時半

場中央町地区センター第1会議室

申問中部地域包括支援センター☎042・470・8186または☎042・451・5121へ

在宅療養シンポジウム「落語de笑って学ぼう 在宅医療と人生会議(ACP)」

創作落語「天国からの手紙」を聞いた上で、医療・ケアが必要になった時自分はどこでどんなふうに過ごしたいのか、悔いなく「生ききる」ためにできることを一緒に考えてみませんか。

日3月13日㈭午後2時～4時(1時半から受け付け)

場市民プラザホール(市役所1階)

定先着80人(要事前申し込み)

師生島清身氏(行政書士・社会人落語家)

他手話通訳あり。必要な方は3月5日㈬までに申し込み

申2月17日㈪午前9時から、申し込みフォームまたは電話(☎042・470・7777)へ。手話通訳が必要な方は、申し込みフォームから

問市在宅療養相談窓口☎042・420・5521

申し込みフォーム

シニアのための やさしいスマートフォン(スマホ)教室

問市社会福祉協議会地区センター担当☎042・479・5550
(午前9時～午後5時、火曜日・祝日を除く)

スマホをお持ちでない方から、持っているけどあまり使えていない方などが、基本的な使い方から日常よく使う機能に関する操作などについて学べます。主催者がスマホを用意するため、お持ちでない方もお気軽にご参加ください。

日場時間はいずれも午前10時～正午。
①3月3日㈪、八幡町地区センター
②3月5日㈬、浅間町地区センター
③3月6日㈭、野火止地区センター
④3月7日㈮、南町地区センター
⑤3月10日㈪、中央町地区センター

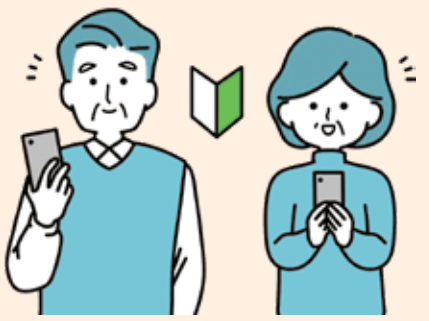

対60歳以上の方
定各会場先着16人
師スマホアドバイザー
費無料
持スマホ(お持ちの方のみ)、筆記用具
注申し込みが8人以下の場合、開催を中止する場合あり
他主催は市社会福祉協議会
申2月17日㈪午後1時～28日㈮に、氏名・住所・年齢・電話番号・受講希望日を電話で同協議会地区センター担当へ連絡を
※各会場とも定員に満たない場合は募集期間を延長する場合があります。

3月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	5日㈬	午前10時から	弁護士	2月27日㈭	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎042・470・7738
	12日㈬					
	19日㈬			3月13日㈭		
	26日㈬					
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	5日㈬	午後1時から	司法書士	2月25日㈫		
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)		午前10時から	土地家屋調査士			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	12日㈬	午後1時から	行政書士	3月6日㈭		
税務相談(5人)	19日㈬		税理士	3月11日㈫		
人権・身の上相談(4人)		午後1時半から	人権擁護委員	3月13日㈭		
不動産取引相談(5人)	6日㈭	午後1時から	宅地建物取引士	2月27日㈭		
交通事故相談(5人)	26日㈬		弁護士	3月18日㈫		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)		午前10時から	社会保険労務士			
女性の悩みごと相談(各日4人)	3日㈪	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	2月19日㈬		各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎042・472・0061
	10日㈪					
	17日㈪			3月5日㈬		
	24日㈪					
	31日㈪					
女性弁護士による法律相談(4人)	7日㈮	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	2月21日㈮		
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可	市商工会館	市商工会☎042・471・7577

相談内容	相談日	時間	相談員	場所	問い合わせ先
耐震相談	3月は実施しません(次回は4月11日㈮実施予定)				施設建設課☎042・470・7756
教育相談※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室☎042・475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	市役所2階児童青少年課	児童青少年課☎042・470・7736
知的障害者相談	12日㈬	午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室	障害福祉課☎042・470・7747 FAX042・475・8181
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所2階ワークコーナー	直接会場で
住宅増改築相談	13日㈭	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば	
消費者相談	平日		消費生活相談員	市役所2階生活文化課	市消費者センター☎042・473・4505
行政相談	12日㈬	午前10時～正午	行政相談委員	市役所2階生活文化課	生活文化課☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階福祉総務課	福祉総務課☎042・470・7741

住環境

2月24日(月・休)のごみ収集

2月24日は休日ですが、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

市HP

問ごみ対策課☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは☎042・473・2118またはインターネットで)

第29回東久留米市環境フェスティバル出展者募集

6月(環境月間)に開催する環境フェスティバルは、今年で29回目を迎える環境イベントです。昨年は、200人以上の来場があり、皆さんの日頃の環境に関する活動や取り組みを広く知ってもらえる機会です。ぜひご出展ください。

日場6月7日(土)・8日(日)、市民プラザ(市役所1階)他

応募資格テーマ「みんなで創る　みんなの未来」に沿った環境に関する展示やイベントの実施が可能で、次のいずれにも参加できる市内在住の個人、団体、事業者、学校など

▼事前説明会(5月20日(火)午後6時から2時間程度、市役所にて)

▼環境フェスティバル当日と準備(6日(金))

他出展者につきパネル1枚(展示面は縦120センチメートル×横180センチメートルまたは縦117・5センチメートル×横117・5センチメートル)と長机1台(横180センチメートル)。数に限りがありますので、場合によっては調整させていただくことがあります

申3月7日(金)までに(必着)、申込書に必要事項を記入の上、郵送(〒203－8555、市役所環境政策課宛て)、✉(kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)、FAX(042・470・7809)または直接同課(市役所5階)へ持参を。申込書は2月14日(金)から市HPで公開予定

問同課☎042・470・7753

火災を予防しよう

令和6年中に市内で発生した火災は33件で、前年より16件減少しました。

12月から翌年3月までは火災が多発する時期です。この時期は暖房器具(ストーブ、こたつ、エアコンなど)の使用が増え空気が乾燥するため特に注意が必要です。3月1日(土)～7日(金)の「春の火災予防運動」期間を前に、次のポイントを守り、火災を防ぎましょう。

▼周囲に燃えやすい物を置かない▼外出時や就寝時は必ず消す▼給油は必ず消火後に行う▼暖房器具の近くで洗濯物を干さない

問東久留米消防署防火査察係☎042・471・0119

ペットの飼い主の皆さんへ

飼育マナーとルールの確認を

問環境政策課☎042・470・7753

ペットは私たちの生活に癒しや安らぎを与えてくれる大切な存在です。しかし、一部の飼い主の無責任な行動などから、市には、犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる苦情が後を絶ちません。苦情の多くは、飼い主のマナー次第で解決するものです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。

市HP

正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは、共に暮らし心を通い合わせられる命ある存在です。動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます(5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。また、誤った飼い方は近隣の方とのトラブルが生じる原因にもなります。飼い主は責任と愛情を持って終生飼育しましょう。

災害に備える

災害が発生し、家の倒壊などで避難が必要なときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。普段から「人や他の動物を怖がらない」「嫌がらずにケージに入る」「トイレは決められた場所でする」などのしつけをしておきましょう。動物のための防災用品(10日以上の食事と水など)も用意しておきましょう。また、あらかじめ、防災マップなどで避難場所などを確認しておきましょう。

市ではペットの防災についてパンフレットを作成しています。環境政策課(市役所5階)での配布の他、市HPからもご覧いただけます。

身元の表示

迷子になったペットが飼い主のもとに戻れないケースは少なくありません。迷子犬は警察署や動物愛護相談センターに保護され、飼い主が見つからないと動物愛護相談センターに収容されます。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを着けましょう。マイクロチップの装着も効果的です。

犬の飼育の注意点

■鳴き声に注意を

犬の鳴き声について、飼い主は気にならなくても、不快に感じる方はいます。犬が鳴くときは必ず原因があります。原因を取り除く工夫をし、近隣の迷惑にならないようにしましょう。

■散歩時のルール

①犬をリードでつなぎ、手を離さない

都の条例により犬をリード(引き綱)から放すことは禁止されています。小型犬であっても恐怖を感じる人がいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短く持ちましょう。

②声の大きさに注意し、交通ルールを守る

早朝や深夜の散歩時に大声で話をしたり、道路いっぱいに広がって散歩をすると、周囲に迷惑が掛かります。交通ルールなどを守って、ペットも飼い主さんも安全に散歩をしましょう。

③ペットの排泄物はきちんと後始末を

ペットのおしっこはすぐに水で流しても臭いが消えない場合があります。日頃から自宅で排泄を済ませてから散歩する、ペット用トイレシートなどに吸収させるなどの対応を取りましょう。自宅内でもトイレができるようにすることで、雨の日など散歩に行けない時に排泄を我慢することがなくなります。

市では条例により、飼い犬などのふんを放置することを市内全域で禁止しています。ペットのふんについては、必ずふん用袋を持参し持ち帰りましょう。

猫の飼育の注意点

■猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいといえます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、つめとぎなども用意しましょう。

■望まない猫の繁殖を防止する

猫は年2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで、性格が穏やかになるとともに、生殖器などの病気になる心配も少なくなります。

■飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(野良猫)に、不妊・去勢手術をせずに餌だけ与えていると、猫はどんどん増えてしまいます。餌を与えている方は、次のことを心がけ、愛情と責任をもって猫に接しましょう。

- 今以上に猫が増えすぎないよう不妊・去勢手術をしましょう。
- 置き餌をせず、食べ残しは片付け、いつも清潔にしましょう。
- ふんがあればすぐに始末しましょう。
- 近所の人たちとコミュニケーションをとり、地域から理解が得られる努力をしましょう。

お知らせ

パブリックコメント募集

市では、次の計画案に関するご意見を市民の皆さんなどから募集します。

計画名など東久留米市地域防災計画（素案）

募集・閲覧期間2月17日㈪～3月10日㈪

閲覧場所市政情報コーナー（市役所1階）、防災防犯課（同2階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市HPでご覧いただけます（各施設の閉庁日・休館日を除く）

提出方法期間中に（必着）、「東久留米市地域防災計画（素案）への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例＝20代）・電話番号・ご意見（書式自由）を記入の上、郵送（〒203－8555、市役所防災防犯課宛て）、FAX（042・470・7807）、✉（bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp）で提出を。口頭でのご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、市HPで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

問同課☎042・470・7769

市HP

都営住宅（東久留米市地元割当）の入居者募集

2月19日㈬から都営住宅のシルバーピア（高齢者集合住宅）の入居者を募集します。

種類・対象①単身者向け▼前沢二丁目（前沢2－6）＝1戸（1DK）▼大門町二丁目（大門町2－12）＝1戸（1DK）▼中央町二丁目（中央町2－3他）＝1戸（1DK）▼幸町一丁目（幸町1－11他）＝1戸（1DK）▼柳窪三丁目（柳窪3－3）＝1戸（1DK）②2人世帯向け▼幸町一丁目（幸町1－11他）＝1戸（2DK）

申込資格申込者が市内に継続して3年以上居住していること、65歳以上であることなど。詳細は募集案内をご確認ください

※2月上旬に実施された東京都の定期募集に申し込んでいる場合でも申し込み可能ですが、両方に当選した場合には、どちらか一方を辞退する必要があります。

案内配布期間・場所2月19日㈬～3月6日㈭（閉庁日時を除く）に、都市計画課（市役所5階）、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで

申3月6日㈭までに（消印有効）、募集案内に同封の申込用紙・申込封筒に必要事項を記入の上郵送、または同課へ持参を

問同課計画調整担当☎042・470・7762

第1回市議会定例会

令和7年第1回市議会定例会が2月28日㈮～3月26日㈬の日程で開催の予定です。市長の施政方針演説が2月28日㈮、施政方針に対する総括代表質問が3月4日㈫、一般質問が5日㈬～10日㈪、常任委員会が12日㈬～14日㈮、予算特別委員会が17日㈪～24日㈪の予定です（いずれも土曜・日曜日、祝日は休会）。

問議会事務局☎042・470・7789

官公署など

交通・労務災害遺児サポート事業

交通事故や労務災害により父母のどちらか、または両親を亡くされた市内在住の方に進級祝い金、入学準備金を差し上げます（生活保護世帯は除く。父母が再婚している方も対象外）。

◎進級祝い金

対4月に進級する小学校新2年～新6年生と中学校新2・3年生の児童・生徒

金額お子さん1人に対し1万円

◎入学準備金

対4月に小・中学校、高等学校（技能習得を目的とし、就学期間が1年以上の各種学校を含む）へ入学する児童・生徒

金額小学校が4万8000円、中学校が5万4000円、高等学校が12万円

◎共通事項

必要書類▼交通事故または労務災害を証明する書類の写し▼戸籍謄本の写し▼申請者の本人確認書類▼入学許可書の写し（高等学校入学者のみ）▼通帳▼お子さんの生年月日がわかるもの（健康保険証など）

申3月19日㈬までに直接市社会福祉協議会事務局（わくわく健康プラザ2階。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）、または中央町地区センター（火曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）へ

問同協議会総務担当☎042・471・0294

老い支度講座「楽しく学ぶ成年後見制度」

◎東京司法書士三多摩支会後見対策委員会所属の司法書士による寸劇「女神と後見物語」

障がいのある方や高齢の方がいらっしゃるご家族が抱く不安や将来の課題について、どのような解決方法があるのかを寸劇でわかりやすく説明します。

日3月4日㈫午後2時～4時

場市民プラザホール（市役所1階）

対市内在住の方

定先着40人

費無料

申2月28日㈮までに市社会福祉協議会へ電話または申し込みフォームで

問同協議会☎042・479・0294、FAX042・476・4545

申し込みフォーム

特設行政相談（無料、予約不要、対面）

行政に関する困りごとはありませんか？

日3月6日㈭午前10時～午後5時（受付は午後4時半まで）

場東京総合行政相談所（豊島区南池袋1－28－1、西武池袋本店7階『行政・法律・くらしの相談コーナー』）

内登記、相続、税金、その他行政等の困りごとについて、先着順で、相談時間は1件あたり原則20分以内

費無料

他▼**参加機関**＝東京法務局、弁護士会、税理士会、関東管区行政評価局▼**主催**＝総務省関東管区行政評価局・東京行政評価事務所

申当日会場で

問東京総合行政相談所☎03・3987・0229

第249回東京都都市計画審議会の傍聴者募集

日5月15日㈭午後1時半から

場都庁会議室

定15人（事前抽選）

注個人のプライバシーに関わる案件などがある場合は、会議が一部非公開となることがあります

他付議予定案件は都庁都市整備局HPまたは都都市計画課へ

申4月23日㈬までに（消印有効）、往復はがき（1人1通のみ有効）に住所・氏名・電話番号・傍聴希望の旨を記入の上、〒163－8001、都都市整備局都市計画課宛て郵送を

問同課計画監理担当☎03・5388・3225

市民伝言板

会員募集

◆**リラックス健康体操**＝**日**毎月3回。日曜日午後1時半～3時**場**西部地域センター**費**入会金1,000円、会費月2,500円**他**じっくり効く体の硬い体力がない方、7秒ヨガツボリンパ体操（女性のみ）**問**池田☎042・475・8250

◆**東久留米歌友会**＝**日**月2回。第1・第3水曜日午後1時～5時**場**西部地域センター**費**会費月2,000円**他**大いに歌って笑って、更に健康！人生これから！お待ちしてます**問**篠崎☎090・1042・5744

◆**東久留米自然ふれあいボランティア**＝**日**毎月第2・第4・第5土曜日および土曜日に活動がない金曜日午前9時～午後3時**場**市内の緑地保全地域などの雑木林**費**会費年1,000円**他**どなたでも参加できます。詳しくはくるくるチャンネルを**問**豊福☎042・475・7643

◆**東久留米スクエアダンスクラブ**＝**日**毎週水曜日午後6時半～8時半**場**市民プラザ（市役所1階）**費**会費月1,250円**他**初心者の方大歓迎です。老若男女どなたでも、みんなで楽しみましょう**問**山口☎042・476・0792

◆**絵手紙ポストの会**＝**日**月1回。第2火曜日午後1時～3時**場**生涯学習センター**費**会費月1,000円**他**へたでいい、へたがいいをめざしています。気楽にご入会ください**問**佐久間☎042・473・2718

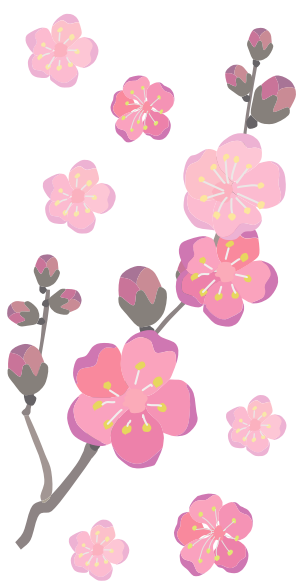

「市民伝言板」（前期分）の申し込みを受付開始します

広報ひがしくるめ「市民伝言板」の前期分（4月15日号～10月1日号）の申し込みを3月から受付開始します。

令和6年4月15日号分から、申し込み方法が原則申し込みフォームでの電子申請に変更になりました。場所を問わずいつでも申し込みできますので、ぜひご利用ください。

注市HPで掲載にあたって条件などの詳細を必ずご確認ください

申3月1日㈯午前8時半から、市HPの申し込みフォームで。先着順で受け付けます（郵送、電話、FAX、メールでの申し込みはできません）

※申し込みフォームでの申し込みが難しい方は、窓口でも受付が可能です（窓口での受付は3月3日㈪から〈閉庁日を除く〉）。

問秘書広報課広報係☎042・470・7708

市HP